

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和8年度)

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
津地方法務局	津市中河原
同	津市高茶屋一丁目
同	津市高茶屋二丁目
同	亀山市白木町
同	亀山市関町白木一色
四日市支局	四日市市高浜町
同	四日市市大字浜一色町
同	四日市市東新町
同	四日市市浜一色町
伊勢支局	伊勢市一之木町
同	伊勢市宮後二丁目
同	伊勢市宮後三丁目
同	伊勢市楠部町
同	伊勢市中之町
同	伊勢市古市町
松阪支局	松阪市町平尾町
同	松阪市獵師町
伊賀支局	伊賀市長田
鈴鹿出張所	鈴鹿市小岐須町